

新潟県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月25日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第2-111号

新潟県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

新潟県人事委員会事務局組織規則（規則第2-42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(分掌事務) 第3条 総務課において、次の事務を分掌する。 (1)～(8) (略) (9) <u>削除</u> (10)～(16) (略) (17) 職員に対する不利益処分の <u>審査請求</u> の審査に関する事項 (18)～(23) (略)	(分掌事務) 第3条 総務課において、次の事務を分掌する。 (1)～(8) (略) (9) <u>職階制の計画及び実施に関する事項</u> (10)～(16) (略) (17) 職員に対する不利益処分の <u>不服申立て</u> の審査に関する事項 (18)～(23) (略)

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。